

筑西広域市町村圏事務組合管理職員等の範囲を定める規則

昭和 56 年 10 月 6 日  
公平委員会規則第 2 号

改正 平成15年 3 月 31 日公平委規則第 1 号 平成18年 4 月 14 日公平委規則第 1 号  
平成20年 6 月 13 日公平委規則第 2 号 平成23年 4 月 1 日公平委規則第 1 号  
平成24年 3 月 22 日公平委規則第 1 号 平成30年 5 月 10 日公平委規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 52 条第 4 項の規定に基づき法第 52 条第 3 項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第 2 条 筑西広域市町村圏事務組合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表右欄に掲げる職を有する者をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日公平委員規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 14 日筑西市等公平委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 6 月 13 日筑西市等公平委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日筑西市等公平委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日筑西市等公平委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 10 日筑西市等公平委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

機関		職
管理者部局	事務局	事務局長、理事、次長、参事、調整監、課長、副参事、課長補佐、係長
	各施設	所長、館長、場長、副所長、副館長、副場長

備考 この表中「管理者部局」とは、筑西広域市町村圏事務組合行政組織規則（昭和 56 年組合規則第 3 号）に規定する機関をいう。